

福 妊産婦マル福制度のご案内



正式名称:妊産婦医療福祉費支給制度

▼ 対象になるかた：健康保険に加入をしており、母子健康手帳の交付を受けたかた

▼ 日立市独自の制度：所得制限の撤廃、助成対象となる診療科の拡大

受給者証を もらう	国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に〈必要なもの〉を持参します。 〈必要なもの〉 ①健康保険の資格情報が分かるもの(*) ②母子健康手帳 ③マイナンバーの分かるもの ④申請者の本人確認ができるもの ⑤市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書 (⑤は転入されたかたのみが必要なものです) *被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルアプリの端末など (資格取得日、保険者番号、記号、番号、枝番、扶養者名の記載があるもの)
助成を受ける 期間	妊娠届の日（母子健康手帳交付日）の属する月の初日から出産（流産、死産を含む）した月の翌月の末日まで。
受給者証を 使う	県内の産婦人科 または 産婦人科医の紹介を利用した診療
	『マイナ保険証等』『受給者証』『母子健康手帳』を医療機関、薬局の窓口に提示してください。医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。 (薬局では、自己負担金の支払いはありません。) 外来自己負担金：Ⅰ医療機関ごとに、Ⅰ日 600 円を月 2 回まで 入院自己負担金：Ⅰ医療機関ごとに、Ⅰ日 300 円を月 3,000 円限度まで ※残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。
	県外の医療機関 または 産婦人科医の紹介がない診療
	受給者証が医療機関の窓口で使用できません。 医療機関では健康保険の一部負担金（3 割）をお支払いください。 後日、支給申請が必要です。
支給申請 をする	◇県外での診療などにより、受給者証を医療機関の窓口で使用できなかったとき ◇産婦人科医の紹介を受けずに診療を受けたとき →保険適用の医療費・調剤等が助成されます。 ◇18 歳以下のかたが入院したとき →市独自の制度により入院時の食事代が助成されます。 国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所の窓口で支給申請をするか、日立市のホームページからオンライン申請をご利用ください。 ※申請期限：診療月から 5 年間 〈必要なもの〉 ①領収書（受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの） ②受給者の銀行口座がわかるもの ③受給者証 〈持っている場合に必要なもの〉 ・診療(調剤)明細書 ・保険者からの高額療養費、付加給付金、家族療養費などの支給額がわかるもの

裏面もご覧ください

受給者証の内容 を変更する	氏名、住所、健康保険等の内容に変更がある場合には、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、日立市のホームページからオンライン申請での変更手続きをしてください。誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。 〈必要なもの〉 ①健康保険の資格情報が分かるもの②医療福祉費受給者証③申請者の本人確認ができるもの
注意 すること	<u>マル福制度が使用できないもの</u> 健康保険が使用できない診療や薬 (例) 定期健診、予防接種、普通分娩 <u>マル福制度を使用するときに、国民健康保険課に連絡が必要なもの</u> 交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気
お願い	◇産婦人科以外で診療を受けるとき →産婦人科医からの紹介を受けた診療は、医療機関の窓口で受給者証が使用できます。一時的に負担いただく必要がなくなるため、できる限り産婦人科医からの紹介状を受けて受診いただきますようお願いいたします。 ◇県外の医療機関で妊婦健康診査を予定しているとき →申請が必要です。受診予定日の2か月前までに健康づくり推進課(☎0294-21-3300)までご連絡ください。
オンライン申請	・健康保険や住所、氏名等の資格内容変更 ・受給者証の再交付 ・支給申請(医療費の払い戻し) 上記の手続きについては、オンライン申請が可能です。 日立市ホームページ内のオンライン申請リンクからご申請ください。  ホームページはこちら
お問い合わせ先	〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号 日立市 保健福祉部 国民健康保険課 医療福祉係 電 話 0294-22-3111 内 線 204・205 IP 050-5528-5078

「マタニティ子育てタクシー助成事業」

- 対象者 妊産婦と生後1歳未満の乳児およびその保護者
- 利用可能額 上限15,000円(チケット・償還払い合わせて上限15,000円となります。)
- 助成対象となるタクシー費用
対象者が下記の目的により利用したタクシー費用
・妊産婦健康診査 ・出産と退院 ・体調不良時の通院等 ・産後ケア ・乳児健康診査 ・予防接種
*原則、市内の医療機関通院時が対象です。ただし、市内医療機関から周産期母子医療センターへ紹介された場合及び、産後ケアを市外事業所で受ける場合のタクシー費用は、償還払いでの助成対象となります。
- 申請・利用期限 母子健康手帳交付後からお子さんが1歳になる前日まで
- 申請方法 健康づくり推進課・市民課・各支所のいずれかへ申請書を提出してください。
申請書の審査後、チケットを交付します。
- 注意点 令和5年6月までのタクシー費用については、償還払いでの助成となりますので、健康づくり推進課にて申請をしてください。なお、希望者へは申請により差額分のチケットを健康づくり推進課にて発行します。
- マタニティ子育てタクシーお問い合わせ先
〒317-0065 日立市助川町1-15-15
日立市 保健福祉部 健康づくり推進課 電話 0294(21)3300 IP電話 050(5528)5180